

(別紙) 「児童自立生活援助事業の実施について」の一部改正 新旧対照表

新(案)	旧
<p style="text-align: right;">児 発 第 3 4 4 号 平成10年4月22日</p> <p>【一部改正】平成16年4月28日 雇児発第0428004号 【一部改正】平成18年4月 3日 雇児発第0403012号 【一部改正】平成21年3月31日 雇児発第0331013号 【一部改正】平成23年3月30日 雇児発0330第 7 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 3 4 4 号 平成10年4月22日</p> <p>【一部改正】平成16年4月28日 雇児発第0428004号 【一部改正】平成18年4月3日 雇児発第0403012号 【一部改正】平成21年3月31日 雇児発第0331013号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>児童自立生活援助事業者</u>  <u>児童自立生活援助事業者</u> (以下「事業者」という。) は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事 (指定都市にあっては、<u>指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。</u>以下同じ。) が適当と認めた者とする。</p> <p>第3 対象児童  この事業の対象児童は、義務教育を終了した20歳未満の児童等 (以下「児童」という。) であって、次の各号のいずれかに該当するものとして、都道府県により児童福祉法 (昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第33条の6第1項の規定に基づき援助の実施が必要とされたものとする。  ①及び② (略)</p> <p>第4 対象人員  自立援助ホームの入居定員は、<u>5人以上20人以下とし、当該自立援助ホームの運営規程で定めるものとする。</u></p> <p>第5及び第6 (略)</p> <p>第7 職員  (1) (略)  (2) 指導員は次のとおり配置することとする。  ① <u>入居定員</u> (暫定定員が設定されている場合は暫定定員とする。以下同じ。) が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員 (指導員を補助する者) をもって代えることができる。  ② <u>入居定員</u> が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降<u>入居定員</u> が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数を補助員をもって代えることができる。</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>実施主体等</u>  <u>設置及び運営の主体</u>は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事 (指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。) が適当と認めた者とする。</p> <p>第3 対象児童  この事業の対象児童は、義務教育を終了した20歳未満の児童等 (以下「児童」という。) であって、次の各号のいずれかに該当するものとして、都道府県により児童福祉法 (以下「法」という。) 第33条の6第1項の規定に基づき援助の実施が必要とされたものとする。  ①及び② (略)</p> <p>第4 対象人員  自立援助ホームの入居定員は、<u>5人から20人とする。</u></p> <p>第5及び第6 (略)</p> <p>第7 職員  (1) (略)  (2) 指導員は次のとおり配置することとする。  ① <u>入居児童の数</u>が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員 (指導員を補助する者) をもって代えることができる。  ② <u>入居児童の数</u>が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降<u>入居児童の数</u>が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数を補助員をもって代えることができる。</p>

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19以上
指導員数 (補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

③ 指導員は、入居定員に応じて、①又は②を満たす配置とする必要があることから、入居定員に対応する人数の指導員を配置することができない場合は、入居定員を見直し、又は暫定定員を設定するものとする。

(3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。

- ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 法第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 法第34条の19第1項各号の規定に該当しない者

第8 申込み、入居及び退居時の取扱い等

- (1) (略)
- (2) 援助の実施を希望する児童は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する児童からの依頼を受けて、この児童に代わって都道府県に申込書の提出を行うことができる。
- (3)～(5) (略)
- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の27に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関すること等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。
- (7) 及び (8) (略)

第9～第11 (略)

(削除)

【指導員の配置（単位：人）】

入居児童数	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19以上
指導員数 (補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。

- ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 法第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

第8 申込み、入居及び退居時の取扱い等

- (1) (略)
- (2) 援助の実施を希望する児童は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、児童自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は入居を希望する児童からの依頼を受けて、この児童に代わって都道府県に申込書の提出を行うことができる。
- (3)～(5) (略)
- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則第36条の27に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関すること等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。
- (7) 及び (8) (略)

第9～第11 (略)

第12 経過措置

平成21年4月1日において現に児童自立生活援助事業を行う者については、第9に規定する運営規程は、平成21年9月30日までに定めるものとする。